

宮城県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成24年7月13日

宮城県監査委員	安	藤	俊	威
宮城県監査委員	菅	間		進
宮城県監査委員	遊	佐	勘	左衛門
宮城県監査委員	工	藤	鏡	子

記

- 1 監査委員の報告日
平成24年3月26日
- 2 通知のあった日
平成24年5月22日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容
 - (1) 団体名 株式会社テクノプラザみやぎ
 - イ 監査委員の報告の内容
多額の欠損金があることから、引き続き解消に努める必要がある。
 - ロ 措置の内容
特許支援事業の受託で営業収入が増加し、単年度黒字は維持できる見込みであるが、今後も同事業の継続及び入居率の維持・向上を図ることで、増収を目指すとともに、一般管理費の圧縮などを継続し、単年度黒字を維持するよう健全経営に向けた指導を行っていく。併せて団体が策定した「第2次中期事業計画」が達成できるよう指導する。
 - (2) 団体名 社団法人宮城県農業公社
 - イ 監査委員の報告の内容
 - (イ) 正味財産が出資金を下回っていると認められたので、経営改善を進める必要がある。
 - (ロ) 農地保有合理化関連事業において、未収金縮減に努力しているものの、なお多額の延滞未収金が認められたので、引き続き収納促進に努める必要がある。
 - (ハ) 退職給付引当金及び売買損失引当金の計上不足が認められたので、改善する必要がある。
 - ロ 措置の内容
 - (イ) 平成21年8月に策定した「社団法人宮城県農業公社改革プラン」に基づき、「適確な収支見通しに基づく経営安定に向けた対応」、「牧場事業の立て直し」等、7つの改革項目に農業公社が主体的に取り組み、健全な経営体質を目指すこととし、これに対して県は経営合理化を促進するための支援措置を講じた。
 - (ロ) 必要に応じて法的手段への移行等を検討しながら、全額回収に向けた取組を継続するよう指導した。
 - (ハ) 経営改善を進めながら、所要の引当金を計上できるよう農業公社の経営合理化を促進するための支援措置を講じた。
 - (3) 団体名 社団法人みやぎ原種苗センター

イ 監査委員の報告の内容

職員による領収書不正発行が認められたので、今後再発しないよう対策を講じる必要がある。

ロ 措置の内容

県へ報告がなされた段階で、原因究明及び再発防止策を検討するよう指導し、その結果、団体が再発防止策を講じ取り組んでいることを確認した。

(4) 団体名 財団法人仙台湾漁業振興基金

イ 監査委員の報告の内容

役員の任期満了に伴う選任手続において、不適切な取扱いが認められたので、改善する必要がある。

ロ 措置の内容

平成24年3月22日の理事会において、指摘のあった任期満了に伴う役員の改選手続きをとっていることを確認し、引き続き役員の選任手続きを適切に実施するよう指導した。

(5) 団体名 塩釜港開発株式会社

イ 監査委員の報告の内容

(イ) 長期未収金が認められたので、改善する必要がある。

(ロ) 欠損金の解消に引き続き努める必要がある。

ロ 措置の内容

(イ) 東日本大震災で甚大な被害を受け、通常営業を行えない状況であったが、長期未収金については引き続き未収・滞納テナントの債権回収に努め、未収・滞納常習の不良テナントの排除も考慮し、良質のテナント誘致を進めるよう指導してきた結果、第19期前期（平成23年10月1日～平成24年3月31日）で第18期と比較し1,484千円減となっている。

(ロ) 管理経費の削減や未収家賃の徴収整理について、具体的状況を確認するとともに、計画的かつ抜本的な経営改善について必要な指導を行った。

上述のとおり復旧作業完了までは従前のような賃料収入を見込むことはできず短期での欠損金の解消は困難であるが、早期の単年度黒字化と経営改善の更なる推進を塩竈市とともに指導した。

なお、第19期後半（平成24年4月1日～平成24年9月30日）には黒字に転じ、その後も単年度黒字が達成される見込みである。

(6) 団体名 宮城県住宅供給公社

イ 監査委員の報告の内容

毎年度当期純損失を計上するなど、厳しい経営状況が続き、平成22年度には住宅宅地分譲事業積立金（特定目的積立金）が枯渇する事態に陥っていることから、抜本的な経営改善が必要である。

ロ 措置の内容

団体の損失計上の主な要因は、分譲事業に係る保有土地の評価損、分譲宅地開発に係る借入金の支払利息、租税負担などである。

団体においては、分譲宅地開発に係る借入金の抜本的処理を図ることを目的に、平成24年4月13日に仙台簡易裁判所に特定調停の申立てを行ったところであり、今後、金融機関等関係者と借入金の返済方法等について協議を行うこととしている。

また、県は金融機関との間で、分譲宅地開発に係る借入金について損失補償契約を締結している。

県では、特定調停手続を通じて、公社の経営を圧迫している分譲宅地開発に係る借入金の処理が進められるとともに、県営住宅等の公的住宅管理事業をはじめとした事業が今後も円滑に継続されつつ経営の健全化が図られるよ

う，損失補償契約の取扱いについても，特定調停を通じて関係者と協議し決定していくこととする。